

令和7年度燕市農畜産物高温渇水対策支援補助金 に関するお知らせ

市内農業者の皆様

燕市産業振興部農政課

6月下旬からの極度の少雨及び連日の高温により、農畜産物被害の発生が懸念されることから、被害軽減のための高温・渇水対策を実施した農業者に対し緊急的に支援します。

1. 支援の対象となる方

(1)園芸作物または水稻(注)を作付けしている農業者	市内に事業所を有する	対象期間に <u>高温・渇水対策を実施した方</u>
(2)畜産事業者		対象期間に <u>畜舎の暑熱対策を実施した方</u>

(注)水稻は、用水によるかん水ができないほ場のみ対象

【対策実施面積の要件】

水 稻	令和7年度水稻作付面積【 <u>作付面積の30%以上または30a以上のいずれか</u> 】
園 芸 作 物	令和7年度園芸作物作付面積【 <u>10a以上</u> 】

2. 支援内容及び補助対象経費

支援内容	(1) ポンプ等ほ場へのかん水用機械に係る経費【 <u>県補助事業を活用</u> 】	ポンプ車等借上げ、ポンプの購入・借上げ、ホース・ポリタンクの購入
	(2) ポンプの運転等に係る経費【 <u>市独自支援</u> 】	ポンプ等の運転に要した燃料費、電気料、 <u>かん水のために使用した上水道の使用料</u>
	(3) 畜舎の暑熱対策に係る経費【 <u>市独自支援</u> 】	畜舎内の換気、送風、冷房、散水設備等の購入・借上げ及びそれら設備の運転に要した燃料費、電気料、上水道使用料
補助率	補助対象経費(上記支援内容(1)、(2)、(3)の合計額)の2分の1以内(上限:10万円)	
補助対象期間	<u>令和7年6月25日から令和7年9月30日まで</u>	

3. 高温渇水対策実施状況調査（高温渇水対策を実施している方のみ）

申請に先駆けて、「高温渇水対策実施状況調査」を行います。

調査対象者	前頁の「1. 支援対象者」で、「2. 支援内容及び補助対象経費」に掲げる高温渇水対策を「補助対象期間」内において実施中・実施済の方
調査票	右頁の調査票に記入、切取りのうえ、農政課にご提出ください。 「二次元コード」からも、入力・提出ができます。
調査票の提出期限	令和7年9月1日(月) ※ 高温渇水対策を実施していない方は、提出不要です

【参考】

○ 申請期間

令和7年10月31日(金)まで

○ 申請方法

申請方法及び申請書の書式等は、後日、市ホームページに掲載します。

○ 必要書類

(1) 費用の明細が分かるもの	領収書、請求書、レシート等
(2) カタログ	機械等を購入された方のみ
(3) 機械等の写真	資機材使用中の写真及び型式の拡大写真
(4) 使用日や使用時間が分かる 作業日報等	任意の様式



燕市ホームページ

(燕市農畜産物高温渇水対策
支援補助金ページ)はこちら

【お問い合わせ・申請先】

燕市産業振興部農政課生産振興係：八子、神保
(庁舎3階28番窓口)

電話：0256-77-8245 FAX：0256-77-8504

Eメール nousei@city.tsubame.lg.jp

多面的機能支払交付金に関するお知らせ

○ 渇水・高温対策における多面的機能支払交付金の取扱いについて

多面的機能支払交付金では活動組織の認定農用地内において、番水等の節水のための配水管理や、排水路・ため池の底水等から用水確保を行うための仮設ポンプ設置・運転等に対する経費が支出可能です。